

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会
量子科学技術委員会 運営規則（一部抜粋）

（会議の公開）

第6条 委員会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は調査の円滑な実施に影響の生じるものとして、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件